

第二十六回 参議院文教委員会會議録第五号

昭和三十三年二月二十二日(金曜日)午
前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
野本 品吉君
矢嶋 三義君

委員 田中 茂穂君
林田 正治君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田 正子君
松澤 靖介君
松永 忠二君
湯山 勇君

國務大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 文部大臣官房 天城 勳君
會計参事官 内藤 三郎君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省大学學術局長 福田 繁君
文部省社会教育部長 北岡 健二君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工樂 英司君
専門員 小川 清君

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査の件

(当面の文教政策に関する件)
(昭和三十三年度文教予算に関する件)

○委員長(岡三郎君) それではこれより文教委員会を開会いたします。

議題は当面の文教政策及び昭和三十三年度文教予算であります。昨日に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

ちよつとなお念のため申し添えますが、現在出席しておる政府側は、文部大臣灘尾弘吉君、文部大臣官房會計参事官天城君、初、中局長内藤君、大学局長緒方君、社会教育部長福田君、調査局長北岡君、管理局長小林君、そのほか説明員として初、中局長の財務課長安嶋君、以上であります。

○松永忠二君 文部大臣に三點にわたつて御質問申し上げます。

まずその第一点であります。教育の全国的な水準を一体どう保持していくかという点であります。これは御承知のように日本の全国の教職員の昇給昇格という問題は、地方の県の情勢によつて非常に差異があるわけであつて、ある地方では非常な延伸をしておるのに、正確に行われているところもあるという状態である。あるいは教員の定数についても御承知のようにに学級編成の基準が小学校で六十四人にもなつてゐるところもあれば、五十四人のあるところもあるという状態である。あるいは教員の給与の単価のごときは、これは直ちに教員の構成に関係するわけでありすが、一番高いところ

ろは小学校あたりで二万七千三百四十円であるけれども、低いところは一万五千そこそこである。そうすればこれは直ちに教職員の構成にも影響を及ぼしてくるわけでありすが、建築施設のバランスのひびくといふことについてはもう申すまでもないことであると思ふのであります。一体教育の機会均等という意味から考へてきたときに、特に義務教育である小学校、中学校、あるいは高等学校のごときはどこかの地方の生徒でも同じような水準の教育を受けたいといふことではなればならぬといふふうな考へられるわけでありすが、現状は非常なアンバランスが出てきてゐるわけでありすが、これはほんとうの教育の機会均等でもできないといふようなことから、一体どうしてこゝろいう水準を維持していくことができるか、この維持についてどういふ決意を持たれ、また今後どういふ方法でこの水準維持に当られるのか、文部大臣としての御決意を伺いたい。

なおこれと関連して、御承知のように再建団体における教育の予算の状態といふものは非常に憂うべき現象があるといふふうな私どもは考へておるわけでありすが、たとえば徳島県のごときは十五年間にわたる再建計画を立てて、特に全日制の高等学校のごときは一名の教員の増加をも認めていかないといふような再建計画も実施されておる。佐賀のごときは十年にわたる再建計画を立てて、しかも小、中学校において最も多いときには一年間に三百七十八名の定員を減少するというような再建の計画も実施をされておる。その徳島のごときは、教育費の一般予算に対する割合は三十六位である。また佐賀のごときは四十一位の低い水準をもつてゐるような再建の計画を立てておるという再建の計画を進められておるということについては、先ほどの教育水準の維持という面から考へてみても非常に重要な問題であるといふふうに私も考へるわけである。地方財政が漸次改良されてゐる現状から考へてみて、これらの再建団体における教育計画について変更を求めていくといふようなことを文部大臣として考へておられるのかどうか、そういうふうな点がまあ同時に御聞きをしたい点であります。

なお引き続いてこの問題について答弁によつては御伺いしたいと思ふわけでありすが、それと、そういう点について、特に現在の全国教育水準のアンバランスをどう是正していくかといふ点についてどういふ具体的な方途、あるいは御決意を持たれてゐるか、それに関連して再建団体における教育計画についてどういふ処置をお考へになつておられるのかお聞きしたいわけでありすが、

○國務大臣(灘尾弘吉君) お答えいたします。教育の全国的な水準のバランスのとれた教育行政をやつていくということが望ましいことは申すまでもございせん。もつとも地域々々の事情もございまいし、必ずしもすべて画一的に同じことをやるというわけにもいかないと思ひますけれども、実質的な意味におきまして各地方ともにバランスのとれた教育行政をやつていく、これは私もきわめて望ましいことと考へておる次第であります。お話の通りに現在の状況は必ずしもその通りには参つておらない、現実の問題としてなかなかこれが維持することも容易でないといふ事情もあると思ふのであります。一つには地方の財政と申しますか、財政の關係からきたアンバランスといふものも確かにあつたかと思ふのであります。できるだけの意味においては、これは解消に努めて参らなければならぬまいと思ふ次第であります。理想に比較いたしますと現実はよく離れておる点に非常に残念であります。お話にもありました教員の給与の問題でありますとか、あるいは定数の問題でありますとか、こゝろいうふうな問題につきましては、何とか地方的なアンバランスのないようにいたしたいと考へまして、私もどうも思ひます。何と申しますか標準の定員と申しますか、あるいはまた標準というふうなものを何とか勘案いたしまして、これを地方財政計画のいわゆる基準財政需要の中にちゃんと盛り込んでもらふようにいたしたいと思つております。いろいろな自治庁とも連絡いたしておりますし、また検討を重ねておるような次第でございせん。できるだけ御趣旨に沿うように努力して参りたいと思ひます。

○松永忠二君　今のお話で、地方財政が非常に実情が窮屈である関係でなかなか教育水準の維持というものが困難であるというお話もよくわかるわけでありました。しかし考えてみると、地方で一番困っておるのは実は今お話に

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 地方財政の健全化と申しますことの中には、遺憾ながらこの地方交付税の計算方法について私どもといたしましても検討を要するものがあると思うのであります。現在の地方交付税の積算の基礎と申しますか、というふうなものにつきます。

○松永忠二君 第二の点であります
が、特に勤労青年の教育という面につ
いてお伺いをしたいわけでありませう。
青年学級の振興に關係する予算もほと
んど昨年と同様な予算しか獲得されて
おらないわけであります。で、特に中
学校を卒業してから成人までの教育と
いうものについてはほとんど現状にお
いては十分な施策がなされていないと
いうのが現在の状態であるというふう
に私たちは考えるわけであります。こ
ういう点については特にこうした面の
施策の充実というような点について具
体的にどういふような施策をお考えに

にもございしました青年学級をやつていく、あるいはまた定時制高等学校、通信教育というようなことをやつて参つておる次第でありまして、私といたしましては今後この勤労青少年の教育が、御本人のためにまた社会の需要の上から申しまして、もよほど進めて参らなければならぬ仕事であると考えております。今回の予算につきましては特にこれと申すほどのこともございせんことはまことに遺憾と存じておりますが、ただ定時制高等学校におきまして新たに五千万円の設備費を計上しておるといふようなことでございしますが、今後ともに御趣旨に沿うように努力して参りたいと考えております。

○松永忠二君　今お答えのあつた第二の点についてなお答えをいただきたいわけですが、これは特に工業高等学校とか、あるいは理工科系の大学における技術者の養成の問題というよりな点は非常に重要な問題ではあるけれども、それと並んで、特に技能者の養成というものについては、日本の今後の産業教育というよりな面から言つて十分にこの新しい考え方をもつていかなければできないものだと考えるわけであつて、今の労働基準法における技能者養成のやり方というものは、その趣旨においても相当違ひがきておるといふような現状である以上、こういう面についてどういった新しい施策を考へていかなければできないか、これを労働基準法にさかしていつていいものなのか、あるいは勤労青年の技能教育を向上するというところによつて、窮迫している技能者の獲得をはかつていく面について新しい考え方をもちて拡充し、あるいは文部

省の責任においておやりになつていく
考えがあるのかどうかということをお
伺いしたいわけでありませう。

○国務大臣(瀧尾弘吉) 技能者教育
の重要であるということはお話の通り
でありまして、その意味におきまして
この勤労青年教育の振興を大いには
かつて参りたいという考えをいたして
おるわけでありませう。文部省といたし
ましてはさような方向に向つて今後努
力をいたすつもりであります。同時
にやはり産業界におきまして、いわ
ゆる技能者教育というふうなことに
ついてはますます一つやつてもいい
、面々相待つて進んでいくのが適当
じゃないかと考えております。

○松永忠二君 少し再度お尋ねしたい
わけですが、私が最初に申しまし
したのは、私は技能者教育というより
もむしろ広い意味における勤労青年の
教育という面であらうと思つてわけ
であります。技能者という単なる養成の機
関というふうなことはなくて、一般
的な意味における定時制教育とは別の
教育というふうな面をどう考えていか
なければいけないという点についての
質問であつたわけでありませうが、ま
あととあわせてというか、産業界と相
待つてやつていくというお話であつた
わけでありませうが、私のお尋ねしたの
は、最初にお尋ねしたのは、主として
教養的な面を含めて一体どういふ
な成人までの教育をやつていくかとい
うことをお尋ねしたわけでありませう。

なほ、定時制の問題等についてお話が
あつたわけでありませうが、定時制の教
育について充実をしていきたいという
点について考慮を払われている点はま
あ十分わかるわけでありませうが、今年

度の予算の中で一番きつめな結果をみ
ているのは私は定時制の教育ではな
らうか、予算要求の大体三十分の一し
か予算が通過していないのが現状にお
ける定時制の教育の予算である。現状
ではむしろこの定時制教育については
画期的な対策を講じない限りほとんど
定時制教育の振興はないではないか。

特に各地を回つて見ても、私立高等学
校における定時制というものはほとん
ど経営難に陥つてしまつてゐる。名古
屋市のごときは十六の定時制の学校が
ほとんどその機能を停止せざるを得な
いというふうな状態に入つてゐるとい
うことを考えてみたときに、法的にも
いふゆるその法の改正を考えていく必
要も出てきてゐるではないかといふ
うに考えるわけでありませう。その点に
ついて再度一つお答えをいただきたい
と思つてわけでありませう。

○国務大臣(瀧尾弘吉) 定時制教育
の予算がきつめてみじめであるとい
うお話でありませう。なるほど予算要求
の金額から申しますればさうなことに
なるものかと思つてゐるわけであり
しかしこれは必ずしもそうではない。
いわゆる四割国庫負担という関係の予
算を今度実現いたしましたために、ま
あさうな結果になつておるわけであ
りませう。国庫負担としては出てお
るが地方として負担されるわけであ
りますから、実質的に三十分の一にな
つたといふことではないかと思つて
いただくかと思つてゐるわけであり
ませう。この定時制の高校につきま
しては、基準財政需要における単位費用
を引き上げるつもりでおりますので、そ
の点も一つ御了承を願ひたい。

○吉田萬次君 ただいまの定時制の高
校の問題が出ましたことについて、関
連して一つ文相にちよつと質問したい
と思ひます。

それは定時制高校というもののあり
方について、ことにこのごろ経団連の
諸君と会合いたしましたけれども、定時制高
校の卒業生、ことに機械あるいはその
他の問題に対する工科的の卒業生が非
常に要求せられてゐる。ことに東南ア
ジアの方面においてもアフター・サー
ビスなんかに対する点から考へて、ま
た国内においても非常に要求せられ
て、何とか急速にこの卒業生を獲得を
する方法はないかといふようなことが
言われておる。ところで私は先年宮城
県のある模範的の、モデル・スクール
と言われる定時制の高校を視察して参
りました。その土地においては農山
漁村であるにもかかわらず、農業あるい
は漁業に関する教育を施さずして一般
の普通教育を施してゐる。それは結論
的に次男、三男といふものの就職とい
うものは、どこへいってもわからな
い、何をやるかわからない、モデル・
スクールになつたといふことは、ただ
い先生が集まつたといふにすぎない
といふような状態でありませうが、か
うな点から考へまして、都市における
ところのかような格好といふものは、
定時制の高校といふものを卒業する者
ではとうてい足らない。しかもどうか
といふと、農村においては非常に優秀
なる青年が将来といふものに對する希
望も持たずに定時制高校に通つてゐる
といふような点から考へたら、これは
私は非常に重大な問題であると思へる
のであります。従つて、せつかくのモ
デル・スクールといふものが何にもな

らぬことになつてしまふといふやうな
点を考へると、現在必要とせられてお
るところの教育を施すといふことに對
する觀念といふ点から、地方において
も相当考慮して、かような、ことに將
來に對する立場から子弟の養成とい
ふことを考へていき、またそれを指導す
るところの政府としてもかような点に
考慮されなければならぬと思ひます
が、文相はどう考へておられるか。

○国務大臣(瀧尾弘吉) 定時制高校
の教育につきまして、今日の社会の需
要にこたえていくといふことはきつめ
て重要な要素であらうと思へるのであ
ります。従ひまして、私もさうい
つた思ひで、この定時制高校の教育につ
きましては、職業教育と申しますか、
あるいは技能教育と申しますか、さ
うなものを大いに加味してやつてい
くべきではないか、こゝろをどう考へ
ておる次第であります。

○矢嶋三義君 ただいま松永委員が勤
労青年教育の振興という立場から質疑
をされてゐるわけですが、これには教
育の内容面に面する教育方針と、さら
に教育財政の二面とがあると思つて
す。私は関連して承わりたいのは、松
永委員の第一問とも関連するわけであ
ります。この定時制教育等の教育財
政面からの振興をはかる場合には、国
家財政からの補助金政策といふものも
一部あります。さらにそれ以上に大
事なものは、松永さんの第一問と関連
した地方財政の問題が一番大きくな
つてくると思つてゐます。で、私は文部大
臣に昨日ちよつと伺つたんですが、文
部大臣が地方行政、地方財政のエキ
スパートであるだけにどういふ方針を打
ち出すかといふものを割目してみてお

るわけですが、それで私は大臣に特に強
く要望したい点は今の地方財政が苦し
いのであるから勤労青年教育にしろ、
あるいは義務教育にしろ、この程度で
がまんせにやならぬといふやうな考へ
方で水準を割るやうな態度をとるので
なくて、国務大臣であり、文部大臣で
あるわけですから、勤労青年教育の
最小限を維持し、また義務教育の最
小限を維持するためには地方財政が苦
しくともこれだけのものは何としても
守らなければならぬ強い立場に立つて
いただかなければならぬ、これが大臣
に最も私は強く要望される点だと思
ひます。

そこで私の質問点に入るわけが
が、現実の問題は再建団体に一番強く
出てる、その典型的なものが佐賀に
出てるわけですが、自治庁の方で、
あなた自治庁の方と協議されるという
が、それだけ聞いて下るわけにいか
ないのです。自治庁の方で自治体の首長
に對して、君のところの定時制はこの
程度に統廃をしたらどうか、それから
義務制の教員はこの程度に減らせ、ど
この県と比べればこゝろからどのくら
い減らせといふ相当強い指導と暗示を
与えておるんですね。そうすると首長
は再建計画の承認を、あるいは変更を
求めるために、それをもつて帰る、も
つて帰ると今度は教育委員は自分らが
任命した教育委員で、しかも教育
委員会法の改正に當つて御承知のよう
に原案交付権がなくなつてきておるわ
けです。だから教育行政の責任にある
教育委員会は何か抵抗はできない、こ
うきておるわけですが、そこでこの教育
委員会法あるいは地方財政再建整備
法、いずれもこれは内閣提出で国会に

出され通過した問題の法律でございませうけれども、この法律の私は立案過程においては政府内部においては、文部省としてはやっぱり私は手ぬかりがあつたんじゃないかという点を私は今の運営状況から結論づけざるを得ない。そこで私は文部大臣に伺いたい点は、この地方財政再建整備法、再建団体に對する適用、これとそれから地方教育委員会法の地方自治体における運用について格段の私は考慮を払うべきじゃないか、特にその突っかい棒はやはり文部大臣が私は一はだ脱ぐべきではないか、これが第一段階と、さらに私は今の運営状況等からみてこの二法というものは教育をやはり守るという立場から法そのものを再検討する必要があるのでないか、かように私は考えております。この義務教育の振興にしても、あるいは今質疑されてる勤労青年教育の振興にいたしましても、教育の内容を含むところの教育方針に財政面があるわけですが、定時制なんかにはもちろん先般四割負担というよりな国庫補助制度が打ち出されたけれども、一応大蔵の予算で削られたわけですから、一番私は大事な点は地方財政と教育予算との関係にしろられてくるわけで、その点を私はあなたが在任中にぜひとも今から方針を打ち出して解決してもらいたい、それに対するあなたの方針、抱負というものを一つしつかり承りたいと思つております。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 地方の財政と教育の関係は最も大きな問題であります。地方財政のうちでも教育に關する予算というものは非常に大きな部分を占めておるわけでありまして、どちらの側から申しましてこれは大

事な問題になつてくるわけでありまして、私は先ほども申しましたのでありますが、教育の水準を低下させてよろしいというふうな考えは毛頭持つておりません。あくまでも教育の水準は維持したいと思つておるわけでありまして、その意味におきまして私は努力しなければならぬというので今考えておるような次第であります。その点は一つ御安心をお願いしたいと思つております。なかなか、財政が苦しいためにいろいろな問題をあちらこちらで発生しておりますことは残念に存じておりますけれども、あくまでもこれは地方、まあ県庁と申しますか、地方の方の当局と、それから教育委員会の当局と、これがお互いに良識をもつて協調して進んでいくべきではないかと考えております。果といたしましてまたた財政さえできればそれでいいというだけのものじゃない。知事としては当然その地方の教育の振興というものは、これは考えなくちゃならぬはずのものなのです。そういう意味におきましてあくまでも両者の協調によつて問題を円満に解決していきたいと思つておるわけでありまして、基本といたしましては今申しましたように、教育水準の低下は、できるだけこれは防止していくと、なるべくこの向上をはかつていくというふうに努力したいと、かたく考えておる次第であります。

○矢嶋三義君 自治庁の圧力をどうしますか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 自治庁につきましては、これは見る人によつていろいろ見方もあらうかと思つておりますが、決してその教育水準を低下してまでやろうというふうな考えでやつ

ておると私は考えません。しかし個々の問題につきましては、いろいろ問題があります。際には、むしろ文部省といつたしましても自治庁に十分連絡をいたしまして、是正すべき点は一つは正ししてもらいたいと思つております。

それから法の問題についてのお話もございまして、私はこれは今日でき上つております法律につきましては改正するといふふうな考えはございませう。これが運用をとにかく間違いないようにうまく一つ運用してもらいたいと念願しておる次第であります。

○松永忠二君 それじゃもう一点聞かしていただいて……

大学入試、高校入試に關連し、なお大学の問題について、三三何いをしたのであります。御承知のように大学入試の志願者に対して大学の学生収容量が非常に低いというふうなこともあつて、非常にこの大学入試の問題が高等学校の教育というものの実情をゆがめておるといふところが多いわけでありまして、これはまあ説明するまでもないわけでありまして、なお加へるに、大学における学力検査の方法というものがほとんどその大学独自に実施をされて、その問題等もいたずらに高度な、困難なものが出されてきておる。そういう点についても高等学校の教育を行なつておる者から非常な非難も出てきておる現状であるといふふうに思つておるわけでありまして、まあこの問題は非常にむずかしい問題であるけれども、現状には、たとえば学力検査の一つの方法として新たに考えられた適性検査というものはほとんど廃止をされておるといふような現状である

わけでありまして、こういう問題について何らかは正をしていかない限り高等学校の教育を予備校化するというところを防ぐことは非常に困難であるといふふうに考えるわけでありまして、高等学校の入試の問題についてもまあ各地において準備教育が非常に実施をされて、果してその義務教育の最後の段階としての中学校の教育として正しものであるかどうかという点についても非常な疑念を抱かざるを得ないわけでありまして、大学、高校入試をばさんで高等学校教育と中学校の教育という問題について憂うべき点が非常に出てきておる。決してこういう問題について即効的な効果のある方法というものはお互い持ち合せていなければならぬ、何らかそこに対策を立てていかなければできないというところを感ずるわけでありまして、そういう点については、考えようによつてはまた一、二の方法もあるわけですが、たとえば大学の入試を国家が統一して国立にして実施をしていくというふうな点についても、外国等においては事実上実施がされておるという面もあるわけでありまして、あるいは大学間における学区制といふものを、一体どういふふうに考えていくべき問題であるかという点も出てくるわけでありまして、また高等学校については学区制の堅持といふことをして学校差を是正していくというふうな点についても考えられていくべきであるのに、現状はむしろだんだん学区制が崩壊をされておるという現状をあわせて考えてみたときに、決してこれはこういう妙案があるというところではないけれども、この大学、高校の入試について、一体これが現在の教

育をどういふふうにゆがめておるかという点について、文部大臣はどういふ見方をお持ちになつておるのか、そしてまたこれを是正することについて何か具体的にやはり対策を立てていくべきだといふふうにお考えになつておるのかどうかという点についてまず伺いをしたいわけでありまして。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 大学なり高等学校がその入学の試験をめぐりましていろいろ問題のあるということを私も聞いておりますし、なかなか困つた問題だと実は考えておる次第であります。この問題はいろいろ原因するところがあるのではないかと、さうにも考えるわけではございません。ただいま示唆に富んだ御意見がございましたが、やり方によつて是正せられる点もございまして、同時にまた大学を卒業した者と、これを受け入れる社会の状況と、その関係において、大学は、少くとも卒業生はこの程度の力を持つてほしいといふような要求から来た問題もあるいはあるのではないかと、いふふうにも考えますので、試験のやり方、あるいはまた大学なり高等学校なりにおける学力をつけるその度合いの問題、いろいろと検討すべき問題があるように考えられるのであります。大学入試のやり方につきましては文部省内で大学側と高校側と、その他関係者におきまして研究協議を設けておいて、いろいろ研究をいたしております。その結論に基いて大学側に要望もいたしておるような次第であります。大学側の要求と高等学校側の意見との間には若干の食い違ひもございまして、目下検討を続けておるような次第でございまして、この問題はなかなかむずかしい問題

と考えるのでありますが、文部省とい
たしまして今後十分検討を続けさし
ていただきたいと思います。ごさいま
す。なお詳細につきましては政府委員
からお答え申し上げます。

○松永忠二君 いずれまたごさいま
とはお聞きすると思つたしまして、もう
一つ大学に關係したもので、大学の卒
業生の理工科系のもので、就職につ
いては非常に不安がない。ほとんど充足
されているのに、法文科系の学生につ
いてはむしろ過剰である。それであるの
に私立大学のあるところでは定員をは
なはしくオーバーして入学を現実には
しているという実情もあるわけであり
ます。そういうようなことから考へて
みまして、やはり何か計画的な養成と
いうものが必要ではないか。そういう
点について何らかの対策を立ててい
かないで、このまま進んでいくと
きにはやはり國家が考へてその養成
というものと、非常にこう違つた形が
出てくるのではないかと、そういう点
が考へられるわけでありまして、そう
いう点についてやはり何らかの対策を
立てていくべきではないか。そしてまた無
任に定員をふやして、その一体
養成に対する施設とか、そういう面の
充実が果してなされているのかどうか
という点について、一体現状のまま
でその定員をふやすことをそのまま認
めていくという、こういうやり方が責
任ある、一体大学生の養成というこ
に当るのかどうかという点に相当懸念
を持つわけでありまして、こういう面
におけるいわゆる養成の計画とか、あ
るいは養成に當つての、強い言葉でい
えば監督とかいう面について、一体考
え方をどういふふうにお考へになつて

おられるのか、その点をもう一点お聞
かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 大学にお
いて学生をふやましてこれを養成して
いくという点につきましては御承知の
ように、国立大学ではだいたい今日では
趣きが変わつてきて理工科系がかなり比
重において多くなつておるといふこと
は御承知の通りであります。私立大
学におきましてはお話の通りに法文系
が多い。従つて就職戦線においてこの
法文系が過剰の状態を示しているとい
ふことはお話の通りだと思ひます。計
画的に学生を養成するということの価
値、これには私はいろいろと検討を要す
るものがあると思ふ。一つにはやはり
それぞれの学生がいかなる道を選ぶか、
いかなる方向に進みたいかというよう
なことも考へて参らなければならませ
ぬし、また学校教育が必ずしも全部が全
部までいふゆる何といふか、就職、
あるいはまた産業の実態というものと
常にびつたりと合はなければならぬも
のかどうかという点につきましてもい
ろいろ御議論のあるところだと私は思
うのであります。しかし今日の社会の
需要から申しまして、必要とする人材が
思ふように得られないというふうな点
もあると思ふのであります。政府と
いたしましては特にこの養成の計画と
いふふうなものを現実に持つておるわ
けに、きつていふまでもなく、雇用審
議会といふふうなものも設けられまし
ていろいろ雇用問題につきましても検
討も行われるというふうになつており
ますので、その際には文部省もこれに
参加いたしまして、学生の養成等につ
きましてはできるだけ社会の需要にこた
えるように進んで参りたいと、かよう

に考へておる次第でございます。

○矢嶋三義君 関連して簡単に一つ伺
います。大学を初め、各教育機関にお
ける入学試験の問題というものは、日
本の教育の問題においては非常に重要
な、きつめて悩ましい問題だと思ふの
です。で、簡単に私は一言だけ伺いた
いのですが、これをいろいろな角度か
ら考へた場合に、いろいろの考へ方が
あるのですが、私承りたいのは浪人
の合格者が現役より多いというのは、
何と言つても異常じゃないかと思ふの
ですが、私立大学においては私はほと
んど申しません、国立大学だけでも何
らか申し合せとか何とかで、浪人入
学者が現役より多いのはならぬといふ
うな、ずいぶん思ひ悩んだ一つの私の
考へ方なんです。そうすることのほ
かにいろいろ考へ方もあるのですが、
私は一つの考へ方がある得るのではな
いかと思ふのです。この入学試験の問
題といふのは重大で悩ましい問題で、
これを放置しておくといふのは、日本
の教育には重大な問題となつてくる
と思ふのです。そういう考へ方は大臣考
へたことはございせんか。これは異
常ですよ。浪人が現役より多く入学す
るといふことは……。学制そのものは
これでございせん。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 入学試験の
問題につきましてはお互いに昔から悩
み深い問題でございまして、今日の状
況は矢嶋さんが御指摘になりましたよ
うに、きつめて異常な状態にございま
すといふふうに私も考へるものでござ
います。お話にもございまして、ま
ことに悩みの多きこれは問題でござい
まして、容易にその合理的な解決を見出
すといふことは困難ではないかと思ふ
のでございまして。いろいろ各方面から
検討いたしまして、何とか今の状態を
緩和する、そういうふうなことに検討
を私は進めて参りたいと思ふのであり
ますが、事はきつめて大切なことであ
り、しかも非常にむづかしい問題で
ございまして、この点につきましては
委員の各位の方からも一つ御教示を
願ひたいと考へている次第でございま
す。浪人の合格者の率と新卒生者の合
格者の率をどういふふうなことで
は実は考へておりません。

○矢嶋三義君 よく研究してみて下さ
い。

○松永忠二君 今の点で少し、お答
えのなかつた点であります。一体、特に
私立大学、国立でもこれは理工科系
について一科で十人ふやすというよう
なことが現実に行われているという話
を聞いています。これが歴年続い
ていつた場合には、施設とか、そうい
う定員とかといふものはどういふ關係
になつてくるかという点が出てくるわ
けであります。特に私立においてはそ
ういふ傾向が非常に多い。そうなる
と大学の設置の場合においては、これ
を法によつて規制していくといふこと
をやつていくけれども、定員が増加を
してきて、その設置基準との間にアン
バランスが出てきて、それをただ単に
私立の大学におけることであるからと
いうことで放置をしておくと、いふこ
にすれば、これは設置當時とはだ
いぶその内容が違つてくるというこ
になつて、責任ある大学の学生の養成
といふものはできないという結果が出て
くるではないか。国立でも現実に余裕
のある理工科系の学科の収容人員はど
のくらいだといふ、設備だとか、そ

いふ面の御調査をなさつてやつたにも
かかわらず、これをオーバーするとい
ゆる生徒募集を現実にやられていると
いふことが、国立大学においても行わ
れている、私立においては一、二、三
という点が行われているので、こ
ういふ点についてやはり、決して私立の
大学をどういふふうな、決して私立の
大学は私立の大学における声高を高める
という意味からいつても、何らかのこ
れに措置をする必要があるのではない
かといふことを私はお尋ねしたわけ
です。こゝろいふ点についてどういふ
ふうにお考へになつておられるのか、再度お答
えをわづらわしたいと思ひます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) その問題に
つきましては、よく一つ実情を調べま
して、御指摘になりましたやうな、あ
まりおかしいことになつていふとい
はします。これは注意を喚起する必
要もあろうかと考へるのでございま
すが、十分一つ実情を検討させていた
だきたいと思ひます。

○湯山勇君 ちよつと関連して……、
ただいま大学の入試あるいは大学の制
度、運営、そういうことが問題になつて
いるわけにございまして、先国会にお
きましては、そういう大学の制度を検討
するために臨時教育制度審議会を設
置するといふ構想が政府から発表され
まして、その当時の情勢としては、大
学の問題は非常に重要な問題だし、む
づかしい問題だから、各界の人を集めて
一年以内に結論を出すという構想で
ございまして、ところがその法律の内容
はきつめて要應すべきものがありま
して、私もも反対をいたしました。ま
た国会の諸情勢によつて廃案になつた
わけにございまして、しかしあの法律

が廃案になったからといって、大学の制度あるいはその他をこのままほうっておくということではなかつたはずでございます。今お話のように、いろいろな問題が重なつておりますので、これはやはり新しい文部大臣として、きつめて重要な、しかも早急に何らかの方策を立てなければならぬ問題ではないかというように考えます。その点について大臣はどういう構想をお持ちになつておられるか、特別な機関をお持ちになるか、あるいは中教審等現在ある機関の運用、あるいはそののさらに拡充したもの、あるいはそののさへによつて検討されるという御構想でもお持ちになつておられるかどうか、あるいはそういうものに対して諮問をなさるかどうか、さらにそれによつていつごろまでに結論を出したいと、そういう御希望を持つておられるかどうか、そういう差し迫つた一、二の問題についての御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 昨年の二十四国会に政府が提案いたしました臨時教育制度審議会法案、これに関連しての御質問の何一つたのですが、臨時教育制度審議会におきまして審議したいと政府で考へておりました事項は、いづれもきつめて重要な、しかも大きな問題であつたように承知いたすのであります。もちろんそういうふうな点におきまして問題があればこそ、当時の政府といたしましては臨機審議というものを考へたのであります。私といたしましてはその問題がないのだとか、検討する必要がないのだとかというふうな考へはいたしておりません。もちろん重要な問題であります。

だけに、今後鋭意検討をしなければならぬ問題だと考へておりますが、たださうな問題につきまして、私自身の心組みといたしましては、まずもつて一つ文部省で問題を検討いたしまして、どこがどうであつた、どこからやつていかなうかならぬというふうなものにと具體的に検討してみたい。そのためには文部大臣のところで活用し得べき機関はこれを活用いたしまして、文部大臣としてはこう考へる、あるいはここが問題だというふうなものがある程度のもをもちまして、その上で必要があれば、大審議会の設置を一つお願いするといふような考へ方のもとに、今回は臨時教育制度審議会法案の提出を見送ることによつて、さうな次第であります。問題はきつめて重要であらうと考へますので、十分具體的に頭を固めて参りたい、さうな考へをいたしておる次第でございます。いつごろまでにと仰せられますが、もちろんなるべく早く結論を得る必要のあることは当然であります。が、もちろん問題が重要でありますだけに、あつては妙な結論を出さないようにしたい、こういう心組みで進んで参りたいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) 今の点につきましては、なお昨年末及び最近において、当委員会としては委員派遣をいたしました、その中の報告書にも重要報告として出ておると考へますので、前回の委員会その他で決定した通り、これは十分一つ当委員会でも検討して、さらに文部当局に質疑をしていきたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 当面の文教政策に関

する大臣のお考へ方に私は共感を持つてゐるのです。知育、徳育、体育の調和をとつていく、こういう点から考へますと、この徳育の問題というのは、大臣の仰せのように全く私は重要な問題と思ひます。歴代の文相はやはり徳育の問題については、ある御心配があつたようでありましたが、私をして言わしむるならば、道徳に関する問題、この問題について文部当局のとられた方策はかなり消極的な面が多かつたのではないかと、つまり道徳を向上させるためには消極的な面、また積極的な面の二つの面があるように私は考へていますが、文部当局はこの消極的な面に主力を注がれ、つまり補導の面に主力を注がれ、あるいは修身科の復活といふようなきつめて消極的な面に目を向けられていたように考へられます。で、私が積極的な面としてぜひ瀬尾文部大臣に御協力を願ひたい、またお考へを願ひたいと思ふ点は、どうしても文部当局として考へてもらふことは、今日の類稀した社会の中で、子供たちがその社会環境の中で、どういふふうな守られなければならないか、これが非常に重要な問題だと思ふ。つまり安定した健康な社会環境を作るためにどうあるべきかといふことが、今日の積極的な文部当局の方策として考へられなければならない、このような観点を持つておるわけでありまして、いろいろ前提で、抽象的な論議を繰り返しておられます。これは問題になりません。で、私は若干の具体的な問題をあげて文部大臣が当面のこうした問題に対していかなる御所信をお持ちになり、いかなるこれに対する対策をお持ちになるか、こういう点について一問だけ御

質問を申し上げてみたいと思ひます。過般米、読新新聞が取り上げておりますが、千駄谷の鳩森小学校の教育環境浄化の運動であります。これは新聞によりまして、先日、衆議院文教委員会が取り上げ、文部当局はこれに対して早急に調査をされたように承わつておりますが、クラゲに囲まれた小学校という見出し、温泉マークと、鳩森小学校のPTAが非常に献身的に父兄が立ち上つて戦つてゐる、学区内に三十一軒も怪しげな旅館があるといふこと、そしてその旅館が年次を追つてふえていくといふこと、このために童心が傷つけられていくといふこと、学力が低下していくといふこと、社会環境の中で子供たちがいろいろな姿で冒されていくといふこと、これに対しては、地元の親御さんあるいは教師の問題だけではなく、御承知のように売春防止法は四月一日からこれは実施の段階に至りますが、これは内閣としてもお考への通り擬装娼業が各地に行われ、い

かがわしい旅館がこれに見合うような娼業の方策がとられてゐるとすると、学校の周辺にもそういう問題がどんどん起つてくるということは、単にこの鳩森小学校一つの問題ではなくて、全国の児童の教育問題として真剣に取り組まなければならない問題のように私は考へておるわけでありまして。詳細の御報告は多分昨日御視察に行かれた当局から、大臣のお耳にすでに入つておるかと思ひますので、時間の関係上、私はこの実情を省きたいと思ひますので、この問題に対する大臣の御所信並びに昨日視察をされた実態について御報告をわづらわしたいと考へております。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 鳩森の問題

につきましては、実はまだ私、報告を聞いておりませんので、一応その報告を先にさせていただきますと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 先日の衆議院の文教委員会におきまして、この渋谷区の鳩森小学校の問題について御質問がございました。そのときに文部省としては教育環境の維持あるいは整備といふことにつきましては、重要な関心を持つておりますが、ただ現在の法律制度の建前から申しますと、それは非常にむづかしい、困つた問題でありまして、たとえ現在の建築基準法から申しますれば、文教地区の設定といふような制度がございまして、この文教地区を設定した場合にその文教地区内においては、指定された風俗娼業に類するような施設あるいは設備等はない得ないといふふうになつておりますが、しかしすでに地区内にございようなものについてはこれを除去する、あるいは整理するといふようなことは、この法律の制度上からは考へられておらないような状況でございます。まして、現在鳩森小学校の地域は東京都の文教地区に指定されておられますので、そういうことができない実情を衆議院の文教委員会においてお答えを申し上げたのであります。しかしこれが非常に重要でございますので、文部省としても東京都と連絡をとりまして調査するといふふうにお答えしたような次第であります。昨日文部省の者が二名、それから東京都の教育庁の者が一緒に参りまして、ちやうど私は午前、午後文教委員会がございましたので同道でございました。したが、調査をいたしてもらいました。

まず渋谷区の教育委員会の方へ参りまして、最近までのいろいろな実情、経過等を聞きました。それから問題の鳩森小学校に参りまして校長先生からいろいろな実情を聞いたのでございます。大体私の受けました報告によりましては、この二、三年間に急激にいわゆる旅館がふえてきている。で、学校の方で言われるのは、これは昭和三十一年から売春防止法が実施され、刑事処分については三十三年からであります。と、とにかく近く売春防止法が発効した。そのいつた関係の者が旅館業に転向するといふようなことでございふうに集まつてくるのじやなからうか——推測でございますが、そういうことを申しておつたようでございます。で、なぜあの地域に集まつてくるかと申しますと、御承知のようにあの地域は新宿御苑の裏でございまして、神宮の外苑と新宿御苑の間でございまして、従来非常に閑静な場所である、それから新宿と渋谷の間のちょうど中間に當つておりまして、交通の便利から言いますと、きわめて便利な地域であるといふようなことで、この場所がそういう方面から選ばれたのじやなからうかといふことでございまして、最近の渋谷区内の旅館営業の情勢から申しますと、渋谷の区内には大体二百四十軒程度の旅館があるようでございまして、そのうち約半数の百二十軒が代々木、千駄ヶ谷地区にある、そしてそのうちの約半数近いものが鳩森小学校の近傍に集中しているといふような状況のようでございまして、これは旅館営業についてはもちろん都の方の許可

が要るわけでございまして、正規の旅館営業の許可を受けてないと申します。か、他の名目で建築許可を受けてその看板をかけるというふうなものもあつて、その取締りがなかなかできないというのが実情のようでございまして、学校の当局者から聞きますと、最近こうした旅館の集中の関係から、自動車の往復が非常にひんぱんになつてきて交通上からも児童に対して危険がある、それから騒音等もかなりひどくなつてきている、それからそういう風俗営業的な旅館が多いものでありますから、子供がそういう方面に特別な好奇心を持つて困る、それからそれが原因であるかどうか、因果関係であるかどうかわかりませんが、従来に比べて多少子供の犯罪類似の件数が多くなつてきている、それから学校の授業中でなくて放課後についても相当悪い影響があるというふうな話があつたようでございまして、で、区の教育委員会といたしましてはこれは文教地区の指定という方向にもつていきたい、こういうことで、すでに二月の十五日の渋谷区の文教委員会でもう一度議論をいたしているようでございまして、これが区として認められることになれば都を通じて建設大臣に文教地区設定の申請をしたいといふことのもうでございまして。

ただ先ほど一番最初に申しましたように、文教地区の指定がありまして、今後新設されるものにつきますと、これを、建設を認めないといふことができるわけでございまして、今後の増加防止はできるわけでございまして、既存の旅館については、これはまあこれを除去するといふことが非常にむずかしい問題で、ほとんど不可能ではないかといふことでございまして。なお、売春防止法の関係の脱法といふことになりまして、これはちよつと文部省としてどれだけ措置をとるといふことは困難でありまして、関係の警察なりあるいは検察庁なりが実際の実情を十分把握して、それぞれ必要な措置をとらなければならぬといふふうに考へておる次第でございまして。

簡単にございまして、視察の状況を申し上げました。

○高田なほ子君　ただいま状況の御報告がありました、非常に心もとない御報告であつたようであります。これについて私は大臣の御見解を承わりたいのであります。現在この鳩森小学校は学校周辺の環境がもう非常に売春街に裏切つてしまつて、温泉旅館街に裏切つてしまつて、そして神武景気ともないますアベックはんらんがひどくなつてしまつて、やむを得ずして学校当局は正門を使うことができなくなつてしまつて、正門から学校へアベックで乗り込んだ自動車も校内に入つてきて、帰るときもそこを回つて帰つていくといふようなことで、子供たちは現在裏門から通学をしている。裏門の通学などといふことは、これはまことに何ともいふやうのない子供に精神的な悪い影響を与える。あるいはその学校の庭に衛生具が散乱している。紙くずは遠慮なく吹き飛んでくる。社会の空気、学校を囲むところの社会の空気全体がもう狂つたやうな空気になつてしまつて、そして子供の遊びは今のぞきごつこという遊戯が非常にやつてしまつて、そしてまたアベックがどこぞの旅館はどこかといふふうに尋ねれば、子供だからついで

やつぱりその旅館に案内する役目を勤める。親がこの状態を見て、たまりかねて、ほんとうに財産を投げ出して、孟母三遷の教ではありませんが、やむを得ずして住居を変える。しかも今御報告にありませんでしたけれども、鳩森小学校の子供の転校率が非常にふえてきている。最近ふえてきているといふように容易ならざる状態に立ち至つていふのでございまして。こういうような深刻な、容易ならざる状態であるといふことについて、私はただいまの御報告は非常に子供の立場、親の立場といふ点について御報告がなかつたといふことに私はむしろ遺憾の意を表したい。だから、警言のようでありまして、特に私は補足をして、大臣の耳に入れるために、私はこういふことを申し上げる。しかも曰くです、これは文教地区設定といふことも一案ではありまして、けれども、文教地区を設定した場合でも、既存の旅館に対しては手を付けることができないのだといふ断定を下しておられる。もちろんこれは文部当局だけで処理できる問題ではありませんが、不当な営業をする者に對しては、行政処分をすることができると法文だつてあるわけでございまして。だから文部当局がほんとうに教育の環境を守つていこうとする熱意があるならば、こうした行政処分までもあえて推進し得る一つの力に、私はなり得るといふことを確信してゐる。また文部大臣もこういふやうな問題についてはほんとうに胸を張つて、こういふ問題を取り上げてなされたなら全國民があなたを支持される。そしてそれでこそ初めて日本の文部当局の存在意義が私は明らかになるのではない

か。しかもこれは明治神宮の近くです。明治神宮の内苑、新宿御苑に囲まれた都心の静かな住宅地として知られていふところに起つていふところの問題です。この四月から売春禁止法が一部実施されようといふやさきに、皮肉にも明治神宮の森影で小学校を囲んでの桃色環境が新たに現出しているといふ問題などはこれは単に一小学校だけの問題ではなく、全日本の問題として大臣がこれに對してどういふ一主張を持つて対処されるか、私は特にあなたの御決意、そして今後これに對してどういふふうにしたかといふ一つの理想です、お聞かせを願ひたい、こ

ういふやうな質問をいたします。

○國務大臣(瀧尾弘吉君)　高田さんのまことに御熱心なお話を伺ひまして、非常に感銘を受けているのであります。さういふことはお話の通りに子供の教育上よろしくないといふことははつきり言えることであらうと思つております。いろいろな報告もございまして、まあお話をいたしましたのは十分一つ、実情につきましても検討を遂げた、そして今日の法律で果してこれがうまくいくのか、いかにいかないかといふやうな点についても検討してみなくちゃならぬと思ひますが、何と申しましたも法の権力でこれをするといふやうなことは必ずしも感心したことじやございせん。やはり業者の自制心といふこともございまして、よし、また社会、世論の力といふやうなもの、これは大いに起つて参らなければならぬはずのものじやなからうかと思つてございまして。現行法につきましても検討もいたしますが、また売春禁止法との関係等につきましても、いわゆる

売春防止法をもぐつてやつていっているといふようなことは、これは断じて許すわけにはいかない問題だろうと思つたのであります。そういうふうなことにつきましては関係当局とも連絡いたしまして、法の執行をはかつて参りたい、かように考えておる次第であります。いづれにいたしましても事はきわめて大切な問題に属してお尋ねと考へますので、私といたしましては微力ではございますけれども、かようなことが各地に起つてくるといふことのないように、それぞれ関係の人にもよく相談をして参りたいと考へます。

○高田なほ子君 大へん御熱心な御答弁をわざわざしまして非常に私も心強く存するわけでありまして。あえて一言を申し上げさせていただきますならば現行法のこれを守つていくという方策も一つの方法でありますけれども、さらに一歩進んで、建築基準法の中を見ましても教育環境を守るための一項といふものは何もうたわれておらない。現行法ではこれは守り切らぬのであります。従つてやはり建築基準法なりその他関係法令の改正にまで文部当局は積極的に乗り出されて、教育環境に阻害のあるものを認めることはできないと、また現にそういう阻害のあるものに対しては、強い行政処分が発動できるような、積極的な態度に乗り出さないことには、なまやさしい問題ではこれを解決することはできない。不肖私もすでにこの問題については、たびたび当委員会でも発言もし、また参議院文教委員会は党派を除いてこの問題には努力をして下すつた伝統を持つ委員会でありまして。従いましておそれく私のあとに続いて、それぞれの議員さん

から関連の御質問があらうかと思ひますからくどく申し上げませんが、現在旅館業法で許されているものは、法的に許されているものが脱法的に赤線の仕事をしている場合があつても、それが公然と認められる、つまり国家公安委員なり地方の公安委員なりといふものがこれは認めていらないといふのが、岩手県、秋田県、山形県、山梨県、静岡県、大阪、兵庫、和歌山、島根、岡山、香川、愛媛、高知、宮崎といふやうに何とも手の下すことのできないといふのが現実だろうと思ふ。一そうこの傾向ははんらんするものであります。

東京の旅館進出のこの数字的なデータを参考までに申し上げれば二十五年度の十一月の調査によると千三百九十八軒であつたものが二十六年度の十一月には、すでにその倍の二千四百二十九軒にまでふえています。特に問題のある渋谷区は、昨年は六十九軒であつた。ところが、本年度の十一月には一躍二百九十八軒といふべからぬ増加率を示している。これでは子供が騒ぐなるのは、これは当然と申さなければならぬ。どうしてでもこれは大臣にふんばつていただかなければならぬ。どうか一つ全国的な問題として、非常に心配をしていられる母並びに父の立場、この間にあつて反対運動を続けている先生方は、ややもすれば赤とかあるいは急進分子だとかいふ、そういうそしりの中に望みしるやうな状態にあるといふこともくんで下さつて、文部大臣が先頭を切つて本問題解決のために當つていただきたい。私はこれを御要望を申し上げます。特に管理局長に要望したいことは、どうも昨日あなたのお答弁は、非常に官僚的な感覚であります。教育

は官僚的な感覚ではこれは片づかない。もう少し、あなたも人の子の親であるならば、この問題のために、片づかないといふやうなことでなく、文部当局としても積極的に研究してあります。特には報告はしてはしつた。持つていただきたい、これを要望いたします。

○矢嶋三義君 ただいま高田委員から、教育環境浄化の問題を取り上げ、風俗営業を中心として所信がたゞされたいわけですが、確かにこれは骨の折れる大きな問題だと思ひますが、先ほど高田委員に答へられたように、文部大臣の御健康を見守りたいと思ひます。私は風俗営業から離れて、今度は騒音の角度から一つお伺ひしたいと思ふのです。これはかつて小林局長に伺つたことですが、私の期待したやうなお答へがでなかつたので、一つこの際にも大臣に伺ひたいと思ふのです。いずれも大事で、いずれもむずかしい問題ですけれども、この騒音の角度からの教育環境を守るという問題は、風俗営業、これの方が影響は深刻ですが、これより私が取り扱ひやすいじやないかと思つております。

質問したいことは、私は外国に旅行してみても、日本はなんと狭いところ人間がたくさんおつてやかましいといふことを痛切に感じておるのです。実際に欧米諸国は、車が多けれども、クラクションを鳴らすわけではなくて、きわめて静かである。この狭い土地にこれだけの人間があつて騒音の中におつたら、神経衰弱になつてだいたいの命を縮めるんじゃないかといふことを感じて帰つた。そういう国全体のことばさ

おいて、教育環境の静粛ということ、その立場から、土地が狭い関係でもあるわけですが、営業の自由という立場から、各学校の近くに映画館とかパチンコ屋も相当建ちます。それから、工場ができることは国の経済力伸張といふ点からけつこうな事なんです。工場あたりがすぐ学校の近くででき、じゃあじゃあ音をたてている。それから一番嘆かわしいのは、基地におけるジェット機の音ですが、これは日本だけで解決できない問題ですが、こゝういふ教育の場における騒音というものはゆるがせにできぬことだと思ふのです。これも法的にいろいろ問題があることは承知しているわけですが、学校の教育施設から何メートル範囲内には映画館とか工場とかそういう過度の異常な音をたてるものは建築してはならないといふ程度の規制は、そう不当なものではないかと思ふのですがね。その程度のことは私はやるんじやないかと思ふ。これは園内における文部大臣の努力次第では私はできることではないかと思ふのですが、そういう点大臣はどういうふうにお考えになつておられるか御所見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 教育環境が静粛であらねばならぬといふこと、これはお話の通りでございます。そうありたいと実は私も考へます。ただ現実問題といたしまして、これがいかなる方法によつてどういふ程度にやれるかといふことになりまして、いかにこれは実際問題としてなかなかむずかしいと思ひます。その方面のことにはまだ私も暗いものでありますから、

十分一つ研究していただきたいと思ひます。

○委員(岡三郎君) ちよつと文部大臣にお尋ねといふますか、今高田さん、矢嶋さんからあつたわけですが、昨日参議院の文教委員会があつて、小林管理局長もいけなかつたと思ひますが、今の文部大臣のお答へからいつても、重大なる関心を持つて、子供の悩み、父兄の悩みを解決していかなければならぬと、法的規制の問題も非常に重要だけれども、しかしそれを乗り越えて何とかしなければならぬといふお話があつたのですけれども、文部当局としてはやはり積極的にこの悩みといふものをどう取り上げていくかといふ点について、やはり国民の要請にこたへる政治的な問題もあると思ふのです。文部大臣みづからこの現地調査といふことが、視察といひますか、そういうふうな御考へがございいますか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 今調査をする考へがあるかといふお話でございますが、実は今まで考へておりませんでしたが、都合が許せば一つ一べん見てもよろしいと思ひます。

○委員(岡三郎君) 見てもよろしいといふのではなくて、一つ積極的に、また非常に公務多忙だといふことはよくわかりますが、学校自体も非常に苦しんでいて、毎日々と云つていへば転校者が出ていて、今年も四十何名も子供が転校しているといふやうなことは、やはりこれは文教の府にある大臣としては見のがすわけにはいかぬと、すぐこの問題が立ちどころに解決する問題でないといふ点もわかるのですが、まず一歩乗り出してといふ点

で、積極的に大臣のそういう面における調査、視察といいますが、そういう点が要望されると思うのですが、もう一ぺんその点一つ大臣お答え願いたいと思います。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 別にこだわって返事を決しておるというふうなわけではございませんけれども、一つ御要望としてとく承わつておきたいと思ひます。

○湯山勇君 私も数点この際大臣にお尋ねしたいわけでございますが、その最初として、ただいまの学校環境に關する問題、これはやはりいろいろ御努力はされておると思ひますけれども、足りないところがたくさんあるのではなからうかという感じが持っています。私は先般ニューヨークの方を見て参つたのでございますけれども、あれだけ自動車交通の激しいところでも、しかも昼間子供たちを遊ばせるために、幾つかの通りが全部自動車交通を遮断しております。そういうことをやつていくところもあるわけでございますから、騒音の問題にしても、今高田委員から取り上げられた問題にしても、法の問題は別としても、もっと話し合ひとか、あるいは政治的な解決とか、そういう面で解決の余地が多分にあると思ひますので、これは大臣の御答弁のように御努力をぜひお願い申し上げます。

これと若干關係がありますのは、今日のテレビの問題でございますが、テレビはだんだん普及して参りますし、今後その普及の情勢にあります。で、ある面では子供たちがテレビを見て勉強ができないというふうな声もありますし、あるいはまたテレビの放送

の内容そのものについてのいろいろ批判も出ておる面もあるようでございす。ところが最近新聞等で見ますと電波監理審議会でございますが、そこで新しく放送のチャンネルでございますが、それをふやして、東京では五つか幾らかふやまして、その中に特に教育のための波、教育放送の波をとるかとならないかが議論になつておるようでございす。アメリカ等でも最初は、いい波のところは全部商業放送がとりまして、気がついて教育放送にとりまして、たまたまには、もう波長の短かい、非常にむずかしいところしかとれないというふうなことで非常に困つたという実例もありまして、将来相当長期にわたるこの対策として、今非常に便利な、使われておる波の中から教育放送をとるかとならないかというところは非常に重要な問題だと思ひます。そのとつた教育放送の波をどこが使うというところについては、今これを論議する段階ではないかと思ひますが、しかし私はただいま問題になつておるような点から考へても、この際もうこれ以上ないわけでございますから、ぜひ現在のVHFの波の中から一本の教育放送をとるということについては、これは文教の責任者である文部大臣としても御努力を願へるものではないかというふうに考へますが、これについて文部大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 今日、技術的に何と申したらよろしいかよくわかりませんが、チャンネルの中で教育放送のために一つ充てたいという話があることはよく承知いたしております。私どもといたしましては諸外国の例を案はよく存じませんけれども、わ

が国といたしましては、教育水準維持の義務があつてよろしいではないかというふうな考へをいたしておりますので、この問題については文部省としましては重大な関心を寄せておるよう次第でございます。私個人といたしましては、郵政大臣にも一つりっぱなものをやつていただきたいというふうな話をいたしておるような状況でございます。この成り行きにつきましてはよく一つ連絡を保ちまして、できるだけいいものができるように努力してみたいと思ひます。

○湯山勇君 ただいまの問題は、これはチャンネルがそれだけしかないわけでございます。それをはずせばあとにはウルトラの方しかとれないということになります。そういういたしますと受信機の構造も全然違ひますし、それから像も不明瞭になるといふことでございすから、一つただいまの大臣の御答弁の通りに積極的な御努力をお願い申し上げます。

におきましては、教育水準維持の実権がむしろ自治庁長官の方に移つてゐるのではないかと、いろいろな私は気持さをするのでございす。しかしながら法的にはいろいろ政治折衝、あるいはその他の面ではいろいろな問題があり、大臣の御発言も了解できますけれども、法的には明らかに学校教育法施行規則の第十八条に「小学校の一年級の児童数は、五十人以下の標準とする」。こう明瞭に規定されております。それから五十五条に、中学校は小学校の規定を準用する、こうなつております。さらにもつとその基本をなすところの学校教育法の二十八条に、「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。これははつきりいたしております。」「但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」「従つてどの学校も養護教諭は置かなければならない。これははつきり法律で明記されております。そういうしますと、たとえ地方財政がどうあろうとも、この法によつて示されたもの、規則によつて示されたものは少くとも確保しなければならぬ。また確保させなければならぬのであつて、同じく学校教育法の第十四条には、「学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督庁の定める規程に違反したときは、監督庁は、その変更を命ずることができる。」「これも明瞭になつております。そういうしますと、たとえ地方財政がどうあろうとも、この規定は文部大臣の責任において、監督庁の長官である文部大臣の責任においてぜひ守らさなければならぬし、守らない場

合には、大臣は守らせるように命令をなさなければならぬ、こういうふうな法の運用ではなつております。で、なるほど地方財政の問題はありますけれども、しかし私はもつとこれをかたい立場でなくて申しまして、地方財政の赤字は、これは政府のやり方いかんによつては、あるいは予算の組み方いかんによつては、非常に思い切つた措置をとれば、一年でも私は解消することができると思ひます。たとえば自然増の見込まれる二千億の半額から半額の二千億を極端な言い方をすれば地方財政の赤字解消に向ける、かりにそういうことをすれば、それは一挙に地方財政は解決いたしますが、しかし今日のようにならぬ六十名、あるいは六十名以上を取容して、子供たちの学力が低下する、教育が低下する、そのことはたとえどんなに思い切つた措置をとつてもその事実を取り返すことはできません。これは常識論のようでございすけれども、そういう事態をなくするために私はこれらの法律の規定があり、あるいは条文がある、こう思ひます。そこで今日の事態はこれをほうっておけない事態になつてゐる。そのことは文部省の方もお気付になつて、昨年の六月、これは六月二十四日の朝日新聞の報ずるところですけれども、これによれば教育制度の改善へ文部省は基礎調査に乗り出す、で、交付税基準を検討して府県の不均衡を是正するといふ、こういう態度が明確になつて、その基礎調査はもうすでになされてゐると思ひます。それから同じく六月十日には小、中学校教員の定数を確保する「地方の整理計画に文部省、行き過ぎを警戒」、こういうふうなことも発

しては政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま湯山委員からいろいろと御心配をいただきます。感謝しております。実は自治庁とも基本線については話し合いをしておりまして、先ほど来大臣からお話のように、義務教育の最低水準を維持する、こういう私どもも固い決意をもつて自治庁とも十分打ち合せておりまして、基本線については両者一致しておるわけなんです。しかしこの単位費用の場合につきまして、義務教育の単位費用を引き上げると、これは都道府県の場合も、市町村の場合も同様でございます。それから高等学校の経費についても、単位費用を引き上げることについてはこれは了解しております。近く単位費用に対する改正法律案が国会に上程されると思っておりますが、今までのところ自治庁では財政計画も一応できたわけで、単位費用の方はあと回しになっておりますが、近く決定を見るはずでございます。この場合に十分私どもの要望を取り入れてあると私は信じております。そこで次に問題の点は、標準定数なり、標準給与体系をどういうふうな持つていくか、いわゆる標準規模の策定の問題にかかつてくるのであります。これについては標準定数とか、標準給与をそのままなすてこなすかどうか、今のところ御承知の通り単位費用は学校、学級、児童、この三本立てとなっております。この定数そのものを警察の費用のように出すか、あるいは単位費用の中に出すかという点は今までのところは従来の通りの単位費用の増額でいこうじゃないか、そこで標準定数の問題については

お互いが話し合っております。これをある程度基本線としては了解しておりますが、この形を今の単位費用に変えるというところまでは両者とも踏み切っていないわけなんです。そこでこの考え方というものは十分単位費用に織り込んで、今度改正をみる予定でございます。それから大蔵省につきましては、これは負担金の増加については難色があると思っております。実はこれは実績の半額負担でございますから、かりに難色があつてもしりばぬぐわなければならぬ性質の法律でございますので、それほど私は問題はないかと思つております。要はまず自治庁との話し合いを固めた上でいきたい。それから今お話をうに、予算が済んだじゃないかというお話でございますが、済んでも必要があれば補正の道もあると思つたので、今後の単位費用のきめ方が一番大きな問題であるというのでせつかく努力をしておる次第でございます。

○湯山勇君 一応これで終ります。

○矢嶋三義君 時間がありませんから簡単に回答を願いたいと思つてます。まず聞きたいのは、今度の予算では科学研究関係の予算が他の項目に比べて比較的にふえておるわけなんです。国立大学において、ことに私立大学にも一部補助する道が開けたわけですね。ところが、多年の要望である公立大学関係の予算を全部切つたのはどういふ理由ですか。それをまず聞きたい。

○政府委員(橋本一君) 公立大学におきましてはその設置者であります地方公共団体がいろいろ地方財政の困難からいたしましてその経営に對しまして非常に困難がありますことは、これはもう申し上げるまでもございませ

ん。従いまして、文部省としては国立大学と同様にこれを助成していかねばならぬ考え方がありますけれども、しかし何分、予算の、財政の関係がございまして、これを一ぺんに全部実現することは非常に困難でございます。ただいまお話のように、来年度としては特に私立の科学研究の助成の予算も昨年度から見まして五千万ふやしまして計上いたしております。もちろん必要性につきましてはお話の通りと存じますけれども、財政の関係がございましては彼此考慮いたしまして順次整備をはかつていき、これに努力を傾けていかなければならないと思つております。

○矢嶋三義君 この問題は私のたださ

んとする中心点でないから深追いをいたしません。いざれ他日伺います。が、納得できません。ただ、今の答弁からわかることは、公立大学に対するところの助成、補助政策というものはとらないということ、地方財政が窮乏している現在、公立大学というものは維持が困難であるということが私は言えると思つてます。そこで私は大臣に伺うのですが、今の地方財政の状況から、さらに国立は当然であります。公立大学まで補助金政策をとるのに公立だけをオミットすると、こういう状況下に地方自治体が新たに大学を創設するということは維持上無理があるのではないでしようか。どういふふうにお考えになりますか。というふうに大臣にお聞きになりますか。ということ

は、まあ東京とか大阪は別です。今後各自治体から大学の設置申請があり、大学設置審議会において形式的に教授陣容とか、あるいは施設、設備等の審議をして、そうして新たに答申してきた

場合に、あなたは国全体の大学という行政という立場からいかようにお考えになられるか伺いをいたします。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 将来の問題をいたしましては、私はごく原則論と申します。一般論と申します。そういう意味合いにおきましては、今日地方の公立大学が統出するといふようなことはこれは考えられない。またさうなことを奨励するつもりもございせん。具体的問題あるいは具体の地方といふことになりましたら、これはまた具体問題として考えなければならぬと思つてます。一般論といたしましては、ただいま申し上げましたような考え方をいたしております。

○矢嶋三義君 それではもう具体的に、

単刀直入に伺いますが、実は先ほどちよつとここで質疑をやつたわけですが、けれども、高崎の短期大学の問題ですが、伝えられるところによると、本日あなたの諮問機関である大学設置審議会の總會が開かれて、そうして何らかの答申があつたことになる、そうしてあなたが決裁をされる段階にきていてと承わつておるわけですが、審議会においては、今高崎市から市の財政は苦しいと、短期大学を経営しているわけですが、三十一年度も市の財政の關係上予算を渡した。これはどういふ理由で持てないのか、これを四年制の大学にして、行く行くは国立に移管しようといふことを議會へはかり、議員の中にもさういふ発言があり、四力年制大学の設置申請をなした。こういうふうには聞いています。ところが昨日所管局長に聞きますと、設置者である高崎の市長に承わつたところによると、国立に移管する考えはないと、かように申

されたといふのです。従つて私はここで承わりたい点は、もし設置審議会から妥当である、合格であるという答申があつた場合には、昨日の大学に対するあなたの今後の御方針から申しまして、高崎の市長に対して将来国立移管のようなことは話を持ちかけない、市の財政でつづきな大学として、局長に誓つた通りにこれを維持していくつもりだといふ。私は将来残る一札を取つてもらいたい。といふことは、さうでなければ、それができなければ、もう少し一年慎重に検討する期間を置くべきだといふことを私は申し上げたい。裏話はあまりいろいろ席上では申し上げませんが、ある政治家が、一応四年制にしておけ、僕らの政治力で数年後には国立にしてやるというふうな、さういふ公約をされた人があるやにも聞いております。また文部省の何々課長さんが、行く行くは事務局局長になつてその点をやるさうだといふふうな、実にうがった話があり、(笑)さらに私とともう一点伺うわけなんです。人事の問題とからんで、非常にこのためたい大学を作ろうというのに、実に学内は暗雲低迷、疑心暗鬼、混乱している状況です。先般は学生諸君が期末試験を拒否して試験が行われなかつた。さういふ状況下に今あるわけなんです。従つて私は今あなたにお答え願いたい点は、国立大学移管の件について、あなたが設置申請を許可するに當つては、はつきりした証拠を一つ取つておいてもらいたい。いかがですか。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 高崎大学の問題につきましては、公正な審議会に審査をお願いいたしておるわけでありま

す。近く結論が出るというふうに実は私も聞いておりましたが、その結論を見た上で考えてみたいと思つておるわけでありませう。なお国立大学にどうかしないかというのを今ここで約束するとかしないかというふうなことは私はどうだろうかと思つておるわけでありませう。

○矢嶋三義君 将来国立にするというそういう大きな方針をもつて議会の承認を得て申請されている市長が、局長にそういう考えはないんか言ひの私はおかしいと思つておる。それと大体先般も私ちよつと伺つたのですが、政治的のあの大学が次々に乱立してくるということはこれは私はよほど警戒しなくちゃならぬことだと思つておる。ほんとうに日本の人口の分布状況とか、あるいは産業構造等から考へて、全国的に大学の配置状況というものを科学的に合理的に結論したものでから大学は生まれてくるのならば、こゝろなんですか、ただ政治的についでに出てくることは、私は警戒すべきではないかという立場から私は申し上げておるわけですが、そのお答えをいただく前にもう一点伺ひたい点は——伺うということよりもまあ大臣に私はお考へいただきたいと思つておる。それは普通大学が昇格する場合ですね。その大学に勤められている先生方のまゝ大部分は、少くとも半数くらいは、資格さえあれば昇格する大学に何らかの形で採用されるというのが常識だと思つておる。ところが高崎の場合、どうして何かがあるだろうという邪推をせざるを得ないのですが、それは十七人の教授をですね。当時申請書には本人の承諾を得てメンバーに加えてお

きながら、途中で、当該教授の知らない間に、承認も得ることなく、十七人のうちの十三人を落して、そうして他の人と入れかへておる。めでたい大学ができるのに、これはまことに普通常識と違つた好ましくない私は形だと思つておる。従つて、短期大学側はこんなことを言つておるのですね。今度短期大学は二年生が卒業して一年生一個学年残ります。今度四年制大学ができて一年生が入ってくる。そのなりやうと、今の施設、設備というものは、設置者である高崎市長から大学の教授会が管理を委託される。管理権はこちらにあるというわけですが、こゝで今のような対立状況下にあるので、大学ができた場合、その管理している教授会が図書も貸さない。それから建物の使用も了承しないということになれば、学校はさらに紛争を来たし、混乱してくる。そういうゆゆしき將來が予想されるわけですね。従つて私は審議会がどういふ結論を出されてくるかわかりませんが、そういう点の円満解決を私は設置者である市側に促して、そうしてめでたい大学が発足した後にそういう混乱が起らない条件のもとに、私は大臣は最後の決断をしていただきたい。それは私は常識ではないかと、かように考へるわけですね。従つて高崎の財政と、新しい大学の維持と、あるいは現在の人事からいふ紛争等について、申請者である市側から十分聴取されて、発足後混乱が起らないように、一つ大臣に善処をしていただきたい。その見通しが立たざる限り、この設立についてはいましばらく慎重な態度をとられるのが適當ではないかと

考えますが、大臣のお気持ちを伺ひたい。○国務大臣(澤田弘吉君) 御注意はありましたが拝聴いたします。先ほど申しましたように、設置審議会の方で慎重に審査を遂げられておると思つておる。その結論を見てよく検討してみたいと思つておる。

○委員長(岡三郎君) それでは、なお質疑があるものと思つておるけれども、時間もやや経過いたしましたので、こゝで一応質疑をやめまして、来週の火曜日にまた委員会を開会いたしますので、その際、續けてやつていただきます。その際、先ほど高田委員の方から鳩森小学校の子供を守るための教育環境を何とかしなくてはならないのではないかと御意見があらまして、それに伴つて本文教委員会としてこの実情を調査してもらいたい、こゝろいよう要請があつたわけですが、ちよつと御意見を伺ひたいと思つておる。

○有馬英二君 高田委員からの申し出は、私もまことに受当な御意見であると思つておる。委員会として許す時間があつたら一つできるだけ多くの人が御参加になつて視察を行なつたらどうかと思つておる。

○委員長(岡三郎君) それでは、ただいま有馬委員の方から高田委員の要請に対しての賛成の意見があつたので、できるだけ多く参加してもらつておる。このことをこの本委員会に決定するといふことをこの本委員会に決定して、あと詳細については直ちに委員長理事打合会を開いて、御連絡をしたいと思いますので、その方法でよろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡三郎君) 御異議ございませんののでその方法をとらしていただきます。それでは、本日はこれにて散会いたします。午後一時二十四分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

が行う學術の基礎的研究に通常必要な機械、器具、標本、図書その他の設備の購入に要する経費の二分の一以内を補助することができ。○(私立大学研究設備審議会への諮問)

第三条 文部大臣は、前条の規定による補助金に關し、配分の方針を定め、又は交付に關する決定をするには、あらかじめ、私立大学研究設備審議会の意見をきかなければならない。

(私立大学法の適用)

第四条 第二条の規定により国が学校法人に対し補助をする場合においては、私立大学法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第五十九条第二項から第四項まで及び第六項の規定の適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)

2 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「學術奨励審議会」を「學術奨励審議会」を「私立大学研究設備審議会」に改める。

「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究設備審議会」に改める。

「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究設備審議会」に改める。

「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究設備審議会」に改める。

「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究設備審議会」に改める。

「私立大学研究設備審議会」を「私立大学研究設備審議会」に改める。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要な経費について行い補助に關しては、当分の間、適用しないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願（第五五〇号）

一、学校給食法の一部改正等に関する請願（第五五五号）

一、昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願（第五五五号）

一、建國記念日制定に関する請願（第五五五号）

一、一般地帯の中学校雨天体操場建設に関する請願

設置国庫補助に關する請願（第六〇二号）

一、学校建設等の公共事業補助金単価増額に關する請願（第六〇三号）

一、昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願（第六六九号）

一、建國記念日制定に關する請願（第六七〇号）（第六九〇号）（第六九一号）

第五五〇号 昭和三十三年二月八日受理

昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願

請願者 名古屋市中區南外堀町 遠山静一外八名

紹介議員 大谷 善雄君

昭和十九年十二月七日愛知県下に起つた大震災によつて動員中の学徒（愛知県立半田高等女学校生徒二十九名外五十二名）が作業現場において犠牲となつた事件は、戦後の学制大改革による人事の異動、学校の統廃合等が原因として今日まで放念されたままとなつてゐるが、現在戦後処理の進捗よく安定を見つつある時、この国事にいし身した靈に報いて、学徒風教の資に供することは緊要のことと思われるから、その十三回忌を迎えるに當りこれ等学徒英魂の奉斎顕彰並びに遺族に対する弔慰について法的措置を講ぜられたいとの請願。

第五五五号 昭和三十三年二月八日受理

昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

紹介議員 木村篤太郎君

建國記念日制定に關する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

紹介議員 木村篤太郎君

建國記念日制定に關する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

請願者 愛知県半田市長 深津 玉一郎外八名

紹介議員 吉田 萬次君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五五号 昭和三十三年二月八日受理

学校給食法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都千代田區神田旅籠町三ノ三日本PTA協議会内 増田長男外一名

紹介議員 勝俣 稔君

児童生徒の体位向上に顯著な効果を挙げている学校給食の強化充実を図るため、専門的知識技能を有する栄養士等が全部の実施学校に配置されるよう学校給食法の一部を改正するとともに、学校給食設備費並びに必要保護児童救済に關する国庫補助を増額せられたいとの請願。

第五七四号 昭和三十三年二月九日受理

昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願

請願者 愛知県半田市長 杉江喜一外八名

紹介議員 長谷部ひろ君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五七五号 昭和三十三年二月九日受理

建國記念日制定に關する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

紹介議員 木村篤太郎君

建國記念日制定に關する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

紀元節（建國記念日）復活案を是非とも今国会中に上程審議せられたいとの請願。

第五九三三号 昭和三十三年二月十一日受理

建國記念日制定に關する請願

請願者 千葉県香取郡干潟町万力二、五一 古橋伊平外千五百三十七名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第六〇二号 昭和三十三年二月十一日受理

一般地帯の中学校雨天体操場建設費国庫補助に關する請願

請願者 静岡県熱海市議會議長 芹沢和雄

紹介議員 小林 武治君

中学校の雨天体操場建設は、原則として積雪寒冷地のみを対象として補助金が支出されているが、町村合併の結果建設計画として新市に持ち込まれたものについては市の単独事業としての施行は極めて困難であるから、一般地帯についても補助金を支出されたいとの請願。

第六〇三三号 昭和三十三年二月十二日受理

学校建設等の公共事業補助金単価増額に關する請願

請願者 静岡県熱海市議會議長 芹沢和雄

紹介議員 小林 武治君

学校、住宅等の公共事業に対し国が補助金を支出する場合の単価は相当に低く、たとえば木造建築の学校で坪当り

三万円以上かかるものを文部省は二万七千円で計算し、また補助職員について給与の補助をする場合にも現実の給与より低く押え、あるいは諸手当を落して計算をするために、このしわ寄せが地方公共団体の負担となり苦しい財政の上に一層重圧を加える結果となつてゐるから、すみやかに単価の引上げは正を講ぜられたいとの請願。

第六六九号 昭和三十三年二月十三日受理

昭和十九年十二月愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願

請願者 愛知県議會議長 河合 陸郎外八名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第六七〇号 昭和三十三年二月十三日受理

建國記念日制定に關する請願

請願者 山口県厚狭郡補町船木 土井マツコ外七百五十名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六九〇号 昭和三十三年二月十四日受理

建國記念日制定に關する請願

請願者 奈良県橿原市長 好川 三郎外八万七千五百二十九名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第六九三三号 昭和三十三年二月十四日受理

建國記念日制定に關する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第六九三三号 昭和三十三年二月十四日受理

建國記念日制定に關する請願

請願者 京都市右京區樫原杉原町一二 太村勝茂外千一百一名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第六九一号 昭和三十三年二月十四日受理

建國記念日制定に関する請願

請願者 新潟県高田市南本町二ノ二七四 篠原誠一郎

紹介議員 小柳 牧衛君 西川弥

平治君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

昭和三十三年二月二十七日印刷

昭和三十三年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局